

資料

委員会活動のプログラムと方法を巡る問題を含む、
人権と基本的自由の一層の伸長と奨励

人権教育のための国連の一〇年（一九九五年から二〇〇四年）のための 行動計画の実施

人権高等弁務官報告

はじめに

1、総会は、その第四九会期総会の一九
九四年一月二三日49/184号決議におい
て、一九九五年一月一日から始まる一〇
年間を人権教育のための国連の一〇年と
宣言した。そして、事務総長報告の補足

に含まれている人権教育のための国連の
一〇年の行動計画を歓迎した(A/49/
261-E/1994/110/Add.1, annex)。また
国連人権高等弁務官に対し、まず国連人
権センターの協力を得て、行動計画の実
施を調整するよう求めた。
2、行動計画には五つの目的がある。二
ースを評価し戦略を策定すること、国際

社会・地域・国・地方の各レベルで人権
教育プログラムを作成し強化すること、
人権教育教材を共同で開発すること、マ
スメディアの役割の強化、世界人権宣言
を世界的に知らせていくことである。こ
の行動計画は国および地方の活動とイニ
シアチブを活性化させ、支持することに
焦点を合わせており、政府・国際組織・

国際連合
経済社会理事会
人権委員会
第五二会期総会
仮議題項目九

非政府組織（NGO）・専門団体・個人・市民社会の多様な層の協力関係という考え方の上に成り立っている。

3、人権委員会は、その第一会期総会の一九九五年三月三日1995/47号決議において、人権の分野の、関連する国連の教育および広報プログラムを調整し、また行動計画の実施を調整することが人権高等弁務官の責任であることを想起し、行動計画がすでに述べていたように、すべての政府に対して、非政府組織・教育者・マスコミと協力して行動計画の実施に寄与し、とりわけ、人権教育の国レベルの中心的組織を設立し、具体的な取り組みにむけた人権教育国内計画を開発・実施し、人権教育資料・情報・研修センターを設置することを考慮するよう要請した。また各国政府は、行動計画を補足する意味で、人権高等弁務官に対しコメントを送るよう促された。委員会は、高等弁務官に対し、各国政府から提出された見解を考慮しながら、行動計画を補足するための提案を、第二会期総会に、提出するよう求めた。

4、さらに、委員会は高等弁務官に対し、人権センターの援助を得て、ユネスコと協力しながら人権教育に関する調査を実施し、なるべく早い時期に行動計画に定められた予備報告書を準備し、適切な時期に「二〇年」のための世界準備会議を開催するよう求めた。

5、さらに、委員会は、事務総長に対し、非政府組織による人権教育活動への支援に重点を置きながら行動計画実施に使われる任意の基金を、人権高等弁務官事務所の中に設置することの可能性を考慮するよう求め、人権監視団体に対しては、加盟国による人権教育推進のための国際的な責任の履行に重点を置くよう求め、専門機関、特にユネスコやILO、および国連のプログラム、特に国連児童基金（ユニセフ）、に対しては、人権教育の一〇年に寄与するよう促し、非政府組織およびその他の社会正義のためのグループに対しては、人権における定型的および非定型的教育への関与を強化し、行動計画の実施にあたって、国連人権センターと協力するよう要請した。

6、本報告書は1995/47号決議にある委員会の要請にしたがって提出されている。

7、総会は、その第五〇会期総会において、49/184号決議を想起し、人権教育の一〇年行動計画の実施に関する高等弁務官の報告（A/50/698）を評価しつつ注意を払い一九九五年一月二二日50/177号決議を採択した。

8、総会は、すべての政府に対し、行動計画に貢献し、特に各国の状況に応じて、国レベルの中心的組織と人権教育資料および研修センターを確立し、またそのようなセンターがすでに存在しているところでは、その強化に取り組みよう要請した。また各国政府は人権教育のための具体的な取り組みにむけた国内行動計画を策定し実施するよう求められた。

9、総会は、国連高等弁務官に対し、行動計画の実施を調整し、その中に列挙されている課題を実施するよう要請した。また総会は、国連人権センターに対し、既存の監視団体・国連の専門機関およびプログラム（特にユネスコ・ユニセフ・ILO）、その他の適切な政府間組織と協

力して、それぞれの権限のある分野で、行動計画の実施に貢献し、この課題に関して高等弁務官と協力するよう求めた。10、さらに、総会は、非政府組織・社会正義のためのグループ・人権の擁護者・教育者・宗教団体・マスコミに対し、人権における定型的・非定型的教育への関与を強化し、行動計画の実施にあたって、高等弁務官および国連人権センターと協力するよう要請した。

11、最後に、総会は、事務総長に対し、非政府組織による人権教育支援に備え、国連人権センターによって管理される、人権教育のための任意の基金を設立する可能性を考慮するよう求めた。

1、国連人権教育の一〇年行動計画の実施

12、この章では、特に一九九五年一〇月から一九九六年二月までに実施された活動に関して新しい情報を提供すること、総会に対する高等弁務官報告（A/50/698）を補足する。

A 高等弁務官/国連人権センター

行動計画を知らせ支援を求めること
13、高等弁務官は、政府の一番高いレベルでの「二〇年」に対する支援を集めるため、一九九五年一〇月に加盟国およびオブザーバー国の国家元首や首脳に宛てて手紙を書き、一〇年行動計画を送付した。この手紙の中で高等弁務官は、今日人権教育に投資をすれば、将来における、より強固で、繁栄する、平和な社会という形で何倍もの報いが得られるであろう、そしてこの目的を達成するためには、政府の一番高いレベルからのリーダーシップが必要である、との信念を述べている。また高等弁務官は、「二〇年」の活動の国レベルの中心的組織として人権教育国内委員会の設置への支援を求めた。そして達成可能な目標が設定され、それに到達するために必要な知的・物的資源が提供されることを求めた。またすべての政府に対し、総会決議49/184号と人権委員会決議1995/47号への注意を喚起し、行動計画を補足するためにコメントを求め

る口上書が送られた。さらに各国政府に対する委員会の具体的な要請、とりわけ各国の状況に応じて、人権教育の国レベルの中心的組織を確立し、具体的な取り組みにむけた人権教育国内計画を開発・実施し、人権教育資料・情報・研修センターを設置することを考慮するようにと、委員会の具体的な要請に注意が喚起された。

14、また、高等弁務官は、国連専門機関とプログラム・地域政府間組織・人権条約関連機関・国連大学・その他の組織に対し、行動計画を送付し、各組織・機関が計画の目標を達成するのに寄与し、協力のための強固な基盤を確立することを追及するよう奨励した。

ユネスコとの協力

15、高等弁務官は、人権教育の分野における経験と、進行中の活動があるという点で、ユネスコとの活動の調整を特に強調している。この点に関して、一九九五年一〇月に、高等弁務官とユネスコ事務局長の間で覚書が調印された。この覚

立するよう訴えた。「二〇年」上の行動計画は、人権教育の国レベルの中心的組織は各国で任命されるとしている。このような拠点国レベルの中心的組織とは、関係する政府機関・非政府組織・民間・教育者、または交代で行政監査官（オンプズマン）事務所・国内の人権委員会・国内の人権研修・調査機関などの代表者を含む、特別に作られた委員会によって構成されるかもしれない。

26、この国レベルの中心的組織の任務は、国内の人権教育のニーズを明らかにし、就学前・初等学校・中等学校・高等教育・専門的な学校・公務員に対する研修・一般広報を含む非定型的学習などのあらゆるレベルで人権教育を向上させるための具体的な目的・戦略・プログラムを盛り込んだ、国内人権教育行動計画を策定することであるべきだ。また、資金を集めること、国際的・地域的なインプット（投入されるもの）・情報・支援を、それぞれの国内および草の根レベルに振り向けること、「二〇年」の目標の実施に関わっている地域的・国際的な団体と協調するこ

と、人権高等弁務官に対し、ニーズ・提案・「二〇年」の目的の達成に向けた進捗状況を報告することも担当すべきである。

27、国レベルの中心的組織は、研究、トレーニング研修、人権に関する資料の準備・収集・翻訳・普及、会議・ワークショップ・講座の組織などを行う能力のある国内人権資料・情報・研修センターと密接に協力して活動すべきである。各国はそのようなセンターを確立し、またそのようなセンターがすでに存在しているところでは、その強化に取り組むよう奨励されている。（行動計画 60-61パラグラフ参照）

28、一九九六年二月の終わりまでに、以下の国レベルの中心的組織とセンターが設置された。

- (a) アルジェリア・人権監視機関（拠点とセンター）。これは公的機関と民間団体のメンバーによって構成されている。
- (b) アルゼンチン・内務省の社会人権次官のもとにおかれた人権推進監督所。これはすでに社会の各層において関連する活

動を行ってきた。

(c) チャド・国家教育省とユネスコ国内委員会（センター）

(d) 教皇庁・いくつかの機関の代表で構成される国内委員会

(e) ノルウェー・人権教育国内委員会が結成された。そのメンバーは政府と多様な民間組織から参加しており、外務省人権諮問委員会の下の作業部会として組織され、ノルウェーの国連協会が事務局の役割を果たしている。この委員会の活動資金は、ノルウェー政府が出している。

29、ユーゴスラビア連邦共和国は、国レベルで拠点を確立し、そこに対して知的および物的な資源を提供することの重要性を強調した。高等弁務官に対し、そのような組織の設立が間近であると伝えてきた国もある（キプロス、ヨルダン、パラグアイ、ルーマニア、スーダン）。キューバは、人権教育のための政策を策定する責任は政府にあるので、国レベルの中心的組織は政府の中にあるべきだと表明した。「二〇年」上の行動計画実施にあたって、政府と市民社会の協力の重要性を指

摘した国もある（ブラジル、ジャマイカ、イタリア、ノルウェー、ペルー）。この点に関して、チャドは、非政府組織と市民社会の諸団体は人権教育と研修の分野において重要な役割を果たしており、しばしば政府による限られた活動を補っているのだから、そのような組織や団体の設立に対する障害をなくすことも、人権教育に対する国家の積極的な貢献であるという事実を強調した。

「二〇年」の枠組みの中で行われている活動

30、いくつかの政府当局は、高等弁務官に対し、「二〇年」の枠組みの中で実施されている、または人権教育に関連のある活動について知らせた。この情報の要約は以下の通りである。

31、初等・中等学校。この分野での政府の取り組みには、主に二つのタイプがある。

(a) 学校教育について定める国の立法の中に、重要な要素として、人権教育を組込む。

(b) 教材の作成、教育課程と教科書の見直し、教師の研修。これらのは以下のようなものがある。

(a) チリは、「チリの基礎教育の基本的な目標と最低限の必修内容」を採択した。これは学校の教育課程編成のための教育政策の基礎であり、人権の問題を含んでいる。そして今世紀の終わりまでに、義務教育の教育課程に導入されることになっている。

(b) トルコは、国の教育法・初等中等教育規則・およびその他関連する法規に、基本原則として組込む形で、教育システムの中に民主主義や人権といった題目を導入した。

(c) ルーマニアは、その教育法の中に（第四条）、教育の究極的な目的として、基本的人権と自由の尊重を育むことをもりこんだ。

(d) マルタの教育省社会科学部門は、国内のNGOと協力して、学校の中で広範な人権意識プログラムを開始し、子どもの権利・寛容・人権一般に関する研修教材を準備した。

また現職の教師を対象にした人権・寛容・平和についての講座を推進した。

(e) モーリシャスの教育省は、学校で使用される「人間の価値教育」の教材を改訂する「カリキュラム検討パネル」を設立し、この点に関して、教師の研修を行っている。ある国内NGOと密接に協力して活動している。

(f) モロッコの人権省と教育省は、学校に人権教育を導入するための合意書に調印し、とりわけ教師と生徒のための人権研修および教育のための教材を作成すること、教師および教科書の著者や教育課程の編成者などの学校関係者を対象に人権の基準についての研修を行うことなどをもちこんだ計画を、高等弁務官に提示した。

(g) ヨルダンは、人権の専門家（教育省代表および人権の分野の専門家）委員会を設立すること、教育課程編成者が出席するワークショップ、どのように人権が提示されているかを明らかにするための現行教科書の調査、研修教材・学校職員に対する支援・生徒の参考資料の準備などを含めて、学校教育の中に人権の言葉と

概念を導入する計画を、高等弁務官に知らせた。

(h) ベルギーは、一九九五年に人権問題(市民教育)と「家族教育」のコース)を含む新しい中等教育課程が導入されたことを明記した。

(i) トルコでは、「公民と人権教育」および「民主主義と人権」のコースが中等教育の生徒に対して提供されている。一九九五年には、管理職と教師を対象とする、人権教育の講座とセミナーが組織され、今後も予定されている。

(j) チャドは、学校教育課程に人権を組み込むことを考慮している。

(k) パラグアイは、人間の尊厳に対する敬意についての主要なテーマとされている。「民主主義のための教育」という教科を組み込んだ、新しい学校教育課程を準備する新しい教育改革を採択した。

(l) ノルウェーは、人権の原則と国連の組織および活動についての情報は、ノルウェーの学校の教育課程の中ですでに取り上げられていると報告した。

32、大学教育

宣言・子どもの権利条約などの人権文書の普及。一般の人が利用できる国内資料・情報センターの設置。すべての教育機関・政府組織・非政府組織・図書館・国際組織に配付されてきた人権教育参考文献目録の準備と普及。警察官とトレーナーのための人権研修。人権と監獄制度に関するワークショップ。法律家や法律の専門家の人権研修。共同プロジェクト実施のための国立・州立大学との一連の合意の形成。人権に関する出版物(「事実と権利」)の制作。

(b) イタリアでは、全国科学者協会とイタリア政府が協力して、イタリアにおける人権教育と情報に関する調査を実施した。その中には、初等学校・中等学校・高等教育での人権教育(具体的なアンケートを使って集められた)、専門家(警察・刑務所職員・治安判事・法律家・教師・医療職員)向けの現行の人権研修プログラム、マスコミの役割に重点を置きつつ、既存の一般向け人権情報などについての情報が含まれている。この分野で活発な政府・非政府機関の現在の活動が

ベルギーは、人権が国内のいくつかの法学部で一つの教科となっており、そのうちの一つでは、学校で教師が使う研修教材と人権に関する手引を詳しいものにして、いることを指摘した。トルコは、人権問題は修士・博士課程のプログラムに含まれていると報告している。

33、司法および軍隊関係者

一九九二年以来、トルコは憲兵学校の教育課程の中に人権を含めてきた。警察大学・学校で人権に関連するコースの数が増加している。そこではこの題目は教育課程の中の独立したコースとなっている。多くの警察官が、ヨーロッパ評議会の交換研修プログラムに参加している。

さらに、刑務所や治安を担当する職員も、人権と国際法のもとでの政府のコミットメントについて研修を受けている。チャドは軍隊向けと司法関係者の管理職向けの人権研修プログラムは人権に関わる原則を含むと、高等弁務官に知らせた。

34、一般の人びと

一般の人びとの間で人権意識を向上させることを目的とする活動が、いくつか

再検討され、改善に向けた詳しい提案がイタリア政府に宛てて提出された。またイタリア語に翻訳された人権教育関係文書(世界人権宣言や人権教育の一〇年行動計画などいくつかの国連文書を含む)の一覧表と、人権教育を扱っている政府・非政府機関で、連絡可能であり、またさらに進んだプログラムを開発するための資料を提供することができるとの一覧表が、調査の付属書類として添えられている。この調査はまもなく出版されることになっており、全国、特に教育機関に配付される。

(c) 一九九五年五月、ウクライナ政府は「ウクライナ全住民のための法律教育プログラム」という決議を採択した。これは人権教育の分野での広汎な活動を用意するものである。この決議にしたがって、全国で、さまざまな年齢層を対象にした人権の分野の教育プログラムが開発されている。重視されているのは子どもである。この一般的な枠組みの中で、政府は国連人権センターに対して、政府官僚・学生・研究者・読者が国際条約や人権に関する

実施された。たとえば、ブラジル大統領は国家人権賞を設けた。これは人権の推進に積極的な個人や団体に対して、大統領から、一〇月一〇日に授与されるものである。マルタは適切な当局に対し、人権に関するテレビキャンペーンの実施を提案した。

35、全国レベルの総合的人権教育イニシアチブ

アルゼンチン、イタリア、ウクライナによる三つの人権教育イニシアチブは、その総合性のゆえに、特に注目すべきである。

(a) アルゼンチンは、一九九五年に人権教育のための中心組織を任命した。この中心組織(上記パラグラフ28参照)は、国連人権センターとの間で打ち立てられた専門的協力プロジェクトを通じて、非政府組織と協力しながら、意義ある一連の活動を実施した。その中に含まれるのは以下のようなものである。人権教育のための全国的な教師のネットワークを作ることを目指した、教師向けの研修講座。ウィーン宣言および行動計画・世界人権

情報に簡単にアクセスできるよう、いくつかの機関(省庁、高等教育機関、図書館)に人権関係出版物を提供してくれるよう求めた。

C 国連組織および専門機関

36、高等弁務官は、総会への報告の中で、以下の国連組織および機関が考えている「一〇年」への貢献について報告した。

国連児童基金(ユニセフ)、国連開発計画(UNDP)、国連訓練調査研究所(UNITAR)、国連社会開発研究所(UNRISD)、ユネスコ、世界銀行である。一〇月以来、以下のような新しい取り組みが高等弁務官に報告された。

1、ヨーロッパ経済委員会

37、ヨーロッパ経済委員会は、「一〇年」への一般的な支持を表明した。そのプログラムは人権教育とは関連していないが、この委員会が後援して、移行期にある国々へのNGOのための国際センターが、中央と東ヨーロッパに設立されるかもしれないと明記した。これは、女性の人権の推進のための地域行動綱領と北京

行動綱領の実施を監視・推進・支援するためである。この活動の枠組みの中で協力が見込める可能性もある。

2、ラテンアメリカ・カリブ海諸国経済委員会

38、ラテンアメリカ・カリブ海諸国経済委員会（ECLAC）は、高等弁務官に対して、ECLACはすでに行動計画のいくつかの目標のために活動していると報告した。とくに過去三年間ECLACは、人権に関する学際的な講座で、ECLACの職員を講師として提供するなど、米州人権研究所と協力してきた。ECLACは、経済的・社会的・文化的権利とその実現を分析するような、二つの機関の共同研究を考えている。

39、「二〇〇年」へのもう一つの貢献は、この地域の国連情報サービスを通じた、世界人権宣言の世界的周知への支援である。

3、国連環境計画

40、回答の中で、国連環境計画（UNEP）は、UNEPが直接人権教育に関わるものではないことを確認した。しかし

ながら、一九九六年から一九九七年の二年間のUNEPの目標の一つは、とくに初等学校の子ども・NGO・消費者グループ・家族などの中で環境市民性を育て、環境問題についての理解を高めるとともに、環境に優しい行動を育むことである。

「二〇〇年」の活動への貢献として、この教育キャンペーンの教材は、なるべく早い時期に、高等弁務官が利用できるようなになるだろう。

4、国連難民高等弁務官事務所

41、国連難民高等弁務官（UNHCR）事務所は、難民法と難民の人権に関する知識の向上、およびそれらのより効果的な実現を目的とする教育と研修の経験を、高等弁務官と共有する用意があることを表明した。特に、UNHCRは、高等弁務官と協力して、既存の人権教育教材とプログラムについての調査をしていくことに積極的な姿勢を示した。

42、この協力の必要性は、高等弁務官プログラム執行委員会が、その第四六会期総会で採択した結語によってさらに強められた。これは「UNHCRに対し、他

の組織と協力して、受入れ国政府が、平和と人権のための教育の要素をプログラムの中に導入することを含めて、難民の教育へのアクセスを確保することを支援するよう奨励する」としている。

5、国際労働機関

43、国際労働機関（ILO）は、回答の中で、さまざまな国際労働条約・勧告・基本的労働権に関する研修の経験、および現在イタリアのテュリンの研修センターで進められている研修プログラムを想起した。

44、さらに、一九九五年一月の会期総会で、ILO理事会は、基本的な人権条約に関する広報を拡大すべきであると決定し、国際労働基準局に対して、この分野の活動を、特に議員・不服審査官などのグループに関して、改善し、拡大し、一般的にマスコミとの接触を拡大するよう指示した。

45、ILOは、「二〇〇年」の目標の達成のために、すぐに高等弁務官と協力できる状態にあることを明言した。

他の団体

1、ヨーロッパ評議会

46、ヨーロッパ評議会の人権理事会とりわけその啓発部は、「二〇〇年」の枠組みの中で活動プログラムを確立することを目的として、人権意識向上のためのニーズを評価し、戦略を作り上げつつある。戦略が形成されつつある間も、啓発部は「一〇〇年」に関連のあるさまざまな活動を行ってきた。特に、人びとの間で人権意識を高めるために、人権ポスター・人権ポスターをもとにしたグリーティングカード・葉書・Tシャツ・カレンダーなどさまざまな材料を配付してきた。また啓発部は、一三歳から一八歳の年齢層を対象にした人権教育ビデオ『今、人権のために立ち上がる』を制作した。これはいくつかの言語に翻訳されてきた。その他、国内NGOの役割と機能に関する手引書、およびヨーロッパ評議会の人権擁護制度に関する情報を提供するパンフレットなども作成した。また啓発部は警察や刑務所職員等の専門家にも働きかけてきた。一九九五年一二月に開催されたセミ

ナーには、人権と警察に関わる各国代表者・政府間組織・NGOが集った。この際、作業部会では人権研修に焦点を当てた資料を考慮した。

47、ヨーロッパ評議会は、人権理事会と教育・文化・スポーツ理事会が一九九四年に用意した、二つの書類の写しを送付した。ここには、中央・東ヨーロッパの人権教育（主に初等・中等学校における）の現行プログラムとニーズのまとめ、および過去一〇年間に開発された有効な人権教育参考文献目録が含まれている。

2、国際赤十字委員会

48、国際赤十字委員会（ICRC）は、「二〇〇年」の枠組みの中で、すべての国家が、軍人および非軍人に対して、国際人道法を教え周知する国際法上の具体的な責任があることを再認識させる必要があるという事実を強調した。国際社会は、ICRCに対して、この取り組みに参加するという任務を与えている。ICRCは、その地域代表を通じ、各国赤十字社と赤新月社の支援を受けてその職務を遂行している。この枠組みの中で、国際赤

十字社は、漫画・ビデオ・本などの広汎な教材を制作し、また制作に貢献してきた。これらの教材はさまざまな地域にあわせてものになっている。

49、ICRCは、軍人に対する国際的な研修会、および研修に責任のある各国の教官や士官に対する直接研修を通じたネットワークの形成を推進してきた。初等・中等学校・政治家・一般の人向けの啓発キャンペーンが、特に南アフリカ・エルサルバドル・フィリピン・アフガニスタン・ハイチ・ソマリア・ブルンジなどでマスコミを通じて行われた。

II、行動計画を補足する提案

50、人権委員会は、1995/47号決議の中で、高等弁務官に対し、各国政府から提案された意見を考慮しながら、行動計画を補足するための提案を、第五二会期総会に提出するよう求めた。

51、キューバ外務省は、行動計画を補足するための提言を行った。そしてこの点に関して、すべての人権は普遍的であり、

個人は相互依存的で関連し合っていることを確認した、ウイーン宣言および行動計画に言及した。この観点から、キューバは、行動計画の中で、経済・社会・文化的な権利、とりわけ開発・自決・健康な環境に対する権利にもっと重点を置くべきだと強調した。たとえば、キューバ政府は、行動計画第44パラグラフの中で触れられている、限られた聴衆に対する研修教材の作成にあたっては、経済・社会・文化的な権利を特に扱った教材を考えるべきだと提案した。

52、さらにキューバは、国レベルの中心的組織と人権教育研修・情報・資料センターの設立に関して、行動計画第VI章（協調と実施の組織体制）の中に、人権委員会1995/47号決議が言及しているように「各国の状況に合わせて」という文言を挿入するべきだと指摘した。

53、さらにキューバは、「国連人権センターは、平和維持軍兵士・国際公務員・開発関係職員が、その職務の計画・実施の中に人権の基準・概念・方法論を統合していくのを支援するための活動を継続し

強化する」と述べている行動計画49パラグラフに対して、懸念を表明した。この点に関して、キューバ政府は、平和維持活動と人権活動の間に明確な区別を維持する必要性を強調した。外務省は、平和維持軍がその機能を果たす時に守らなければならない人権に関わるものを除いては、人権は、国連憲章第七章に基づいて行われる平和維持活動の構成要素ではないことを繰り返し返す価値があると主張した。従って、そのメンバーに対する人権教育と倫理研修を保障しなければならぬ。

54、最後にキューバは、行動計画が、非識字の根絶のための施策に言及していないことに懸念を表明した。外務省は、国家が非識字の根絶に努力しなければならぬことを確認した総会決議49/184と、ウイーン宣言および行動計画を想起した。教育は個人と社会の多元的な生活における不変の要素であり、人権はその中に絶対必要な要素であるから、行動計画はこの点について明確でなければならぬ。